

# 秩父剣道連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、秩父剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 秩父剣道連盟（以下「秩剣連」という。）の事務所は、秩剣連事務局長宅とする。

(目的)

第3条 秩剣連は、剣道及び居合道の発展と剣道理念の実現を目指すとともに、会員並びに剣道関係者相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 会員組織

第4条 秩剣連の会員は、剣道及び居合道を愛好する者で組織する。

(役員)

第5条 秩剣連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(主席副会長を置くことができる)
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 若干名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局 事務局長1名・副事務局長若干名・会計1名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、会員の中から総会において選任する。

- 2 常任理事、理事及び幹事は、会員の中から会長が選任し、後日委嘱する。
- 3 監事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 事務局長及び会計は、会員の中から会長が委嘱し、事務局長と会計は兼ねることができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、秩剣連を代表し会務を総理するとともに会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、秩剣連の会務に関する事項を審議決定し、会長の命により執行にあたる。
- 4 理事及び幹事は、秩剣連の会務を会長の命により執行にあたる。
- 5 監事は、秩剣連財産の状況及び会務執行の状況を監査し、役員会及び総会において意見を述べることができる。
- 6 事務局長及び会計は、秩剣連の庶務及び会計を担当する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後といえども後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(名誉会長)

第9条 秩剣連に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

(顧問、相談役)

第10条 秩剣連に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

### 第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 役員会は、会長、副会長、常任理事、事務局（事務局長、副事務局長、会計）をもって構成する。

また、理事、幹事、監事は、必要に応じ加えることができる。

3 名誉会長、顧問、相談役等は、会長の諮問に応じ役員会に出席し意見を述べるすることができる。

(会議の開催)

第13条 総会及び役員会は、会長が招集してその議長となる。

2 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会及び役員会は随時必要な時に開催する。

(会議の議決)

第14条 会議の議事は、出席会員及び出席役員の過半数の同意をもって議決する。

### 第4章 経費及び経理

(経費)

第15条 経費は次のとおりとする。

(1) 会費

(2) 審査手数料

(3) その他の収入

(事業計画及び決算)

第16条 当該年度の事業計画は、年度開始前に役員会において審議し、総会に提出し決定する。

2 歳入歳出決算は、収支決算書を作成し、監査を受け、総会において承認を求める。

(会計年度)

第17条 秩剣連の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第18条 この規約実施に必要な細則は、役員会の議決を経て会長が定める。

### 附 則

この規約は昭和46年8月1日から実施する。

この規約は昭和59年4月1日から施行する。

この規約は平成4年4月1日から施行する。

この規約は平成17年4月1日から施行する。

この規約は平成25年4月1日から施行する。

本支部を秩剣連に変更 常任理事・幹事を追加し、項、号及び字句を整理する。

この規約は平成29年3月5日から施行する。

#### ◎ 細則 (会計年度等の取扱い)

第1条 規約第8条第1項(役員の任期)並びに第17条(会計年度)の規定は、定期総会に伴う期日と読み替えることができる。